

宇陀市立病院院内保育園運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

宇陀市立病院

《宇陀市立病院 経営企画課》

郵便番号 633-0298

住 所 奈良県宇陀市榛原萩原815

電 話 0745-820381

F A X 0745-820199

1. 目的

宇陀市立病院における院内保育園運営業務を円滑に履行し、病院職員福利厚生施策の利便性の向上につなげることを目的とする。

本要領は、宇陀市立病院院内保育園運営業務を委託する事業者の選定にあたって、公平かつ適正な実施を図るため「公募型プロポーザル方式」によるものとし、専門技術適正、組織執行体制、経験実績、見積価格適正、企画提案内容などを総合的に審査・評価を行い、当該業務に最も適した事業者を選定するものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「宇陀市立病院院内保育園運営業務委託」
(2) 業務内容 別添1「宇陀市立病院院内保育園運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(4) 調達額 月額1,900千円（消費税込み）以内
(5) 選定 公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びヒアリング選定方式とする。

3. 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日	備考
実施要領等の公表	令和7年11月28日(金)～	病院ホームページ
参加申込受付期間	令和7年11月28日(金)～12月12日(金)	持参又は郵送
参加資格確認結果通知	令和7年12月15日(月)	郵送
質問受付期間	令和7年11月28日(金)～12月5日(金)	電子メール
質問に対する回答	令和7年12月9日(火)	電子メール等
提案書等の受付期間	令和7年12月17日(水)～令和8年1月7日(水)	持参又は郵送
審査(プレゼンテーション)	令和8年1月19日(月)	詳細後日通知
審査結果通知	令和8年1月21日(水)予定	郵送・ホームページ

4. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 安全かつ円滑に保育園を運営可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人又は団体。個人での応募はできること。
(2) 次に掲げるすべての実績がある者であること。
- ア 令和7年4月1日現在において、保育事業を開始して5年以上経過しており、認可保育所又は認可外保育施設（入所定員10人以上の保育施設に限る。）の良好な運営実績を5年以上有していること。
イ 病院内保育施設の運営実績を3件以上有していること。
ウ イのうち夜間保育又は24時間保育等の契約実績があること。

- (3) 宇陀市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 賦課されている全ての税（国税及び地方税）を完納していること。
- (8) 本業務について充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当院の指示に柔軟に対応できること。

5. 参加申込のための提出物

本業務に係るプロポーザルの参加意思を確認するため、次の各号により提出するものとする。ただし、宇陀市入札参加資格の登録がない場合は、次の(3)に掲げる書類も併せて提出すること。次の(1)に掲げる期限までに書類の提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加意思がないものとする。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 12 日（金）まで（午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出書類

- ① 入札参加申込書（様式 1） 1 部
- ② 法人等の概要（様式 2） 1 部

(3) 宇陀市入札参加資格の登録がない場合に必要な提出書類は次のとおりとする。

- ① 商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
(コピー可。提出日より 3 か月以内のもの。)
- ② 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税及び市町村税の納税証明書
(コピー可。滞納がないことを確認できるもの。提出日より 3 か月以内のもの。)

(4) 提出先

〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原 815 番地 宇陀市立病院 経営企画課

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は事前連絡のうえ、来院日時を確認すること。郵送の場合は郵便書留その他これに準じる方法により提出期限までに到着したものを有効とする。

6. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、仕様書・評価基準を参考に自由形式での提案とする。

- (1) 受付期間 令和7年12月17日（水）～ 令和8年1月7日（水）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出書類 企画提案書（自由形式） 9部
※ 提案内容は、評価基準に沿った内容とすること。
予定担当者調書（様式4） 9部
提案見積書（様式6） 1部
※ 見積金額については、消費税込みの金額を記入すること。
- (4) 提出場所 〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815番地
宇陀市立病院 経営企画課
- (5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。郵送の場合は、受付期間中に必着とする。なお、郵便の事故等については提出者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 提出に関して必要な経費は、すべて提出者の負担とする。

7. 現地見学会

現地見学会への参加については、次のとおりとする。

- (1) 参加方法
令和7年12月5日（金）午後5時までに電子メールにて提出すること。
宇陀市立病院 E-mail keieikikaku@city.uda.lg.jp
メール件名に「院内保育園現地見学会参加申込」と記したうえで送信すること。
- (2) その他
見学希望者には後日、メールにて日時等回答します。

8. 質疑応答

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する質問は、次の各号により提出するものとする。

- (1) 提出期限・方法
令和7年12月5日（金）午後5時までに、電子メールにて提出すること。
宇陀市立病院 E-mail keieikikaku@city.uda.lg.jp
- (2) 提出書類
質問書（様式3）
- (3) 公正を期すため、窓口、電話等での個別の質問は受け付けない。また、期限後の質問についても同様とする。
- (4) メール件名に「院内保育園運営業務プロポーザル質問」と記したうえで送信すること。
- (5) 評価等に影響を及ぼすおそれがある内容（参加事業者数・参加事業者名・審査委員等）についての質問は受け付けない。
- (6) 質問に対し、回答した件については案件により実施要領・仕様書の追加・訂正とすることがある。
- (7) 期限内に受信した質問にかかる回答については、令和7年12月9日（火）に参加意思を

表明している者に電子メールにて回答する。受信後、着信した旨の確認メールを返信すること。ただし、参加申込に関する質問については、回答日前に個別に回答する場合がある。

9. 参加資格確認結果通知

参加申込書等の提出書類に基づき、参加資格要件の審査を行い、結果を次のとおり通知する。

(1) 通知方法

各応募者に文書で通知する。参加資格要件を満たしている者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) 通知時期

令和7年12月15日（月）

10. 審査

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、宇陀市立病院院内保育園営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、契約予定事業者を選定する。

(1) 審査方法 次の方法により、審査を行う。

プレゼンテーション 提案者による提案内容の全体説明

(2) 審査日時・場所

令和8年1月19日（月）午後 ※詳細については、別途通知する。

(3) 審査順 企画提案書等を提出された順（受付順）とする。

(4) 提案時間 20分間（時間厳守）

(5) 質疑応答 10分間（提案者数により変更することがある。）

(6) 参加人数 5名まで

(7) 説明者 提案説明は、原則として予定担当者調書（様式4）に記載された担当者とする。

(8) 貸出物品 机、イス、電源、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルとする。

それ以外のものについては、提案者の負担において用意すること。

(9) 評価方法 評価基準により評価し、総評価得点が最上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点が高かった者を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

なお、事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するが、選定については審査委員会で決定する。

(10) 評価基準

	評価項目	評価基準
1	事業者概要	安定的な運営が可能な財務基盤があるか、良好な経営状況であるか評価する。
2	保育理念・運営方針	業務に関して良好な保育理念、運営方針が明確か評価する。

3	保育所運営実績	保育所運営の実績について評価する。
4	保育計画・保育内容	園児の心身の発育、発達状況を把握した保育内容かどうか、適正な保育計画に基づくものか評価する。また、仕様書に沿って業務が履行できるかどうか評価する。
5	安全管理・危機管理	通常時の安全管理、非常時に備えた体制、訓練等に対する計画内容を評価する。
6	業務実施スケジュール	業務実施までの準備及び業務開始後のスケジュールが適切か評価する。
7	従事職員の確保、教育	職員採用、配置、勤務体制は適切か、職員の研修、教育等サポート体制について評価する。
8	病院職員の利用促進	職員の保育園利用者増加につながる提案、取組みについて評価する。
9	給食及びおやつの提供	給食、おやつの提供の提案、アレルギー等の対応は適切か評価する。
10	保護者との関わり方	保護者との連絡調整、苦情対応等保護者との関わり方が適切か評価する。
11	個人情報への対応	個人情報の管理、保護が適切に実施できるか評価する。
12	自主事業等	独自の自主事業の提案について評価する。
13	経済性について	見積額が上限額の範囲内であり、かつ、費用対効果を見込むことができるものかどうか評価する。

11. 審査結果

審査結果を次のとおり通知する。

(1) 通知方法

審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年1月21日（水）予定

(3) 公表

選考経過は非公開とするが、審査結果は、当院ホームページに掲載する。公表する項目は参加事業者名、総評価得点及び審査順位とする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 4. 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) プレゼンテーション開始時刻までに会場に到着しなかった場合。
- (6) 見積書の金額が予算額を超過した場合。

13. 契約の締結等

契約の締結方法及び内容については、次のとおりとする。

(1) 契約方法

契約予定事業者は、当院と契約内容・方法等詳細について協議する。なお、協議が整わなかった場合若しくは契約予定事業者が契約を辞退した場合には、次点の事業者と契約交渉を行うことがある。

(2) 契約内容

① 最終的な契約内容及び金額については、審査後、契約予定事業者と当院との間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

※提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。

② 提案資料及び提案内容については、見積金額の範囲内で協議し、確定させる。

③ 契約は、保育に係る職員の勤務実績や園児数等に応じた単価払いとする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、本プロポーザルに必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできないものとする。

(3) 守秘義務

本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 提出書類の取扱

提出された参加申込及び企画提案に係る書類については、修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正、変更又は追加が生じた場合で、当院が承諾したものについてはこの限りではない。記載内容の修正、変更又は追加を行う場合は、提出された書類を一旦取り下げて再度提出するものとする。

提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
また、提出された全ての書類は返却しない。

(5) 追加資料の要求等

必要に応じ、内容の確認等のため、ヒアリングや追加資料等の提出を求める場合がある。

(6) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

(7) 情報開示

本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、宇陀市情報公開条例（平成18年宇陀市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約予定事業者選定前において決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(8) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約予定事業者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、当院は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(9) 提案者は、公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ及び各書類提出先

宇陀市立病院 経営企画課

担当者 玉村・菊山

郵便番号 633-0298

住所 奈良県宇陀市榛原萩原815番地

電話 0745-82-0381

FAX 0745-82-0199

E-mail keieikikaku@city.uda.lg.jp